

東海市福祉避難所 設置・運営マニュアル

令和8年3月

東海市

目次

第1章 総則

- 第1節 マニュアルの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第2節 語句の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第3節 福祉避難所の対象となる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 第4節 福祉避難所の指定要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第5節 避難スペースの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 災害時における取組み

- 第1節 開設判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 第2節 開設までのフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 第3節 開設及び福祉避難所までの移送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 第4節 運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 第5節 福祉避難所の閉鎖・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 第6節 費用負担について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第3章 平時における取組み

- 第1節 災害時避難行動要支援者避難支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 第2節 支援人材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 第3節 移送手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 第4節 物資・器材の備蓄及び確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 第5節 訓練・研修などの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 第6節 書類・帳簿などの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

- 資料1 要配慮者の特徴と配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

- 資料2 スクリーニング指標例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

- 資料3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準・・22

第1章 総則

第1節 マニュアルの目的

近年、全国各地で頻発・激甚化している地震や風水害等の自然災害の発生時における避難支援体制の重要性が一層高まっており、特に、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の配慮が必要な方については、一般の避難所における集団生活や生活環境が心身の負担となり、避難生活の継続が困難となる場合が少なくありません。

本市においては、東海市地域防災計画に基づき、災害時における要配慮者支援体制の整備を進めており、一般の避難所での生活が困難な配慮が必要な方を対象として、福祉的配慮や専門的支援を提供する福祉避難所の設置・運営を行うこととしています。福祉避難所は、配慮が必要な方への避難生活の質を確保し、二次被害や健康状態の悪化を防止する上で、極めて重要な役割を担うものです。

災害発生時における福祉避難所の開設および運営には、迅速な判断、関係部署・関係機関との連携、専門的な配慮が求められることから、平時から具体的な手順や役割分担を明確にしておくことが不可欠です。

本マニュアルは、東海市地域防災計画の内容を踏まえ、災害発生時において福祉避難所を円滑かつ適切に設置・開設し、安定的に運営するための基本的な考え方及び具体的な対応手順を示すことを目的として作成したものです。

第2節 語句の定義

1 福祉避難所

一般の避難所（拠点避難所）では、避難生活をするのが困難な高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する方のために特別な配慮がされた避難所です。

避難する配慮が必要な方の状態や障がい特性などに応じたケアが行われ、かつ、簡易トイレや毛布などが配備されているほか、バリアフリー化が図られているなど、一般の避難所（拠点避難所）よりも特別な配慮がなれています。

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）抜粋

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）

2 要配慮者

災害時において高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、内部障がい者、難病患者、医療的ケアを必要とする方です。

第3節 福祉避難所の対象となる方

避難生活において、特別な配慮を必要とする方々が福祉避難所の対象となります。

- (1) 一般の避難所（拠点避難所）では生活に著しく支障を来たす方で、施設等へ入所するに至らない程度の避難者を対象としています。（一般の避難所（拠点避難所）でのスクリーニングを経て福祉避難所への移送を判断された方。）
- (2) （指定福祉避難所のみ）あらかじめ、決められた施設へ直接避難をすることで同意を得ている方。

※要配慮者1名に対して、介助者又は支援者1名も受入れ可能とします。

福祉避難所に位置づけられた施設には、平時からの利用者（入所者・通所者）がいるため、対象となる避難者全員を受け入れられることが困難な場合には、より必要性の高い方から順次受け入れを行います。

【対象者の状況と避難・搬送先イメージ】

区分	開設程度	軽度	中度	重度
一般避難所 (拠点避難所) 【要配慮者区画】	一般避難所内において、一定の配慮による避難生活が可能な程度	○		
一般避難所 (拠点避難所) 【要配慮者用避難エリア】 (福祉避難室)	特別教室や空き教室に開設するもので、家族による介助等により避難生活が可能な程度	○	○	
福祉避難所	家族等の介助を前提とし、避難所スタッフによる補助的な介助により避難生活が可能な程度		○	
緊急搬送 (医療機関)	福祉避難所でも避難生活が困難で、医療機関による治療や専門的な機材とスタッフを必要とする程度			○

第4節 福祉避難所の指定要件

内閣府（防災担当）の定める「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づき以下のとおり指定要件を設定しています。

◆ 施設自体の安全性が確保されていること。

- ・耐震性が確保されていること。[地震]
- ・原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]
- ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
- ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。

◆ 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

- ・原則として、バリアフリー化されていること。
- ・バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。

◆ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。

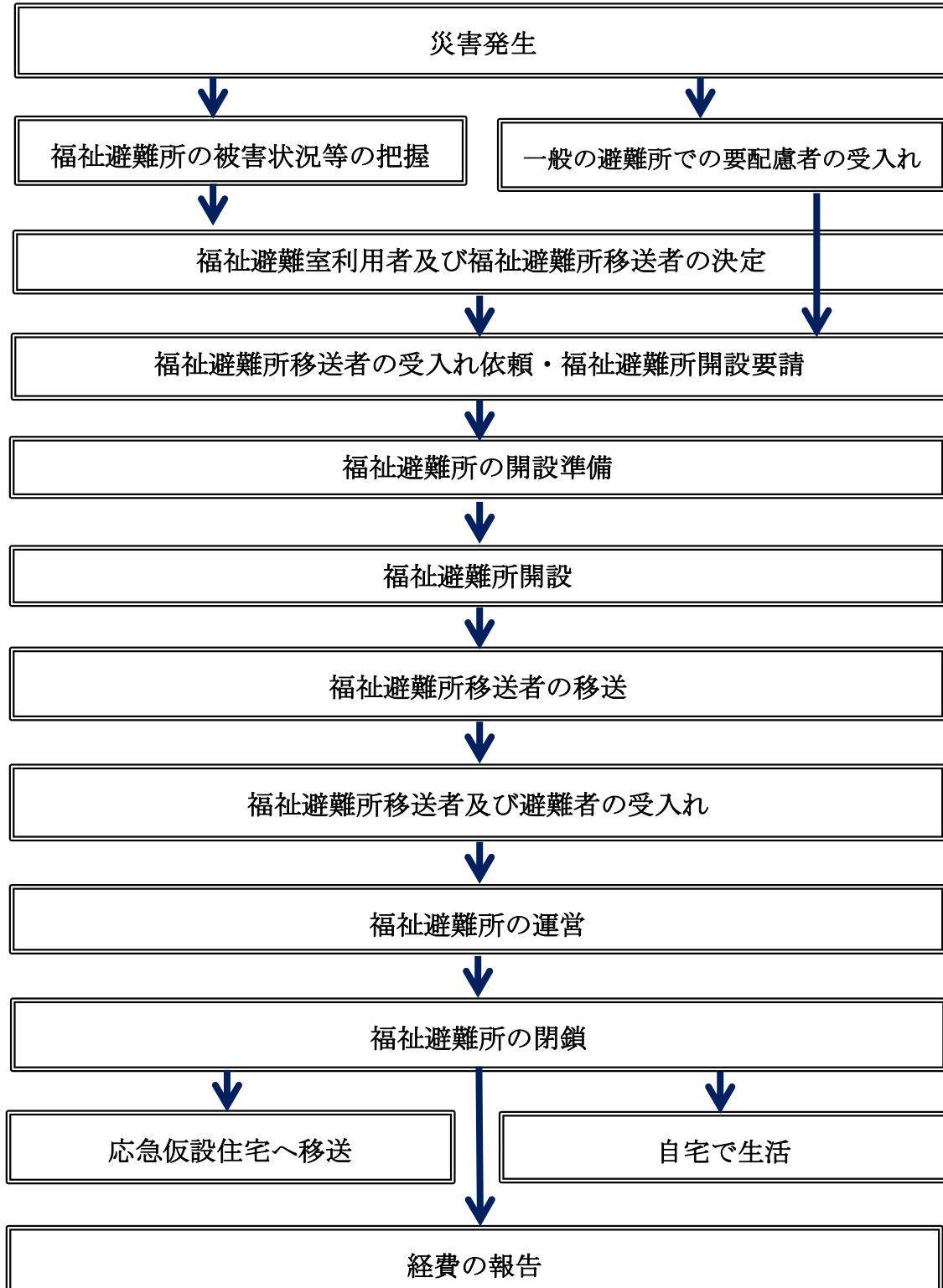
- ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

第5節 避難スペースの考え方

福祉避難所における要配慮者一人当たりの面積（介助者等を含む。）は、概ね5㎡とします。ただし、施設の形状等によっては、5㎡以下でも可能としますが、その際、最低限3.5㎡は確保するよう努めるものとします。（「避難生活の良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）」のスフィア基準によるもの。）

第2章 災害時における取組み

福祉避難所開設までのフロー



第1節 開設判断基準

1 協定福祉避難所

一般の避難所（拠点避難所）に避難してきた方のうち、福祉避難所への移送が必要な方がいる場合に、市からの要請があり、かつ、施設の安全確認がとれた時に開設します。

2 指定福祉避難所

一般避難所（拠点避難所）が開設された場合に、市からの要請に基づき、施設の安全確認ができた時点で開設します。

（参考）一般避難所（拠点避難所）開設基準

- ・東海市に震度5強以上の地震があったとき。
- ・第4又は第5非常配備が指令されたとき。
- ・災害対策本部長又は総務部長が指令したとき。

第2節 開設までのフロー

1 要配慮者の避難状況の把握

一般の避難所（拠点避難所）に避難してきた要配慮者の避難状況を鑑み、**要配慮者スクリーニングシート（様式1）**を用いて本人の障がい状況等を把握し、市災害対策本部へ報告し、市災害対策本部において、要配慮者の避難状況を把握します。

■スクリーニング（福祉避難所移送対象者の決定）判断基準

区分	判断基準		避難・搬送先例
	概要	実例	
治療が必要	・治療が必要な方 ・発熱、下痢、嘔吐をしている方	酸素吸入、吸引、透析	病院
日常生活に全介助が必要	・食事、排泄、移動が一人でできない方	胃ろう、寝たきり	福祉避難所
日常生活に一部介助や見守りが必要	・食事、排泄、移動に一部介助があればできる方 ・産前・産後・授乳中の方 ・医療処置を行えない方	半身麻痺、下肢切断、発達障害、知的障害、視覚障害、骨粗しょう症	要配慮者区画又は福祉避難室
自立	・歩行可能、健康、介助不要、家族の介助がある方	高齢者、外国人、妊婦	一般の避難所（拠点避難所）

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」内閣府（防災担当）

2 福祉避難所の状況確認

災害時に、福祉避難所の設置が可能かどうか、市災害対策本部から福祉避難所の開設及び受入れの可否についての確認を行います。各福祉避難所の施設管理者は、福祉避難所の開設及び受入れの可否について、施設の下記の状況を確認し、**災害発生状況報告兼連絡票（様式2）**にて市災害対策本部へ報告します。（**緊急点検チェックリスト（様式3）**を参考に用いて点検を行います。）

- 施設、設備の被害状況
- 施設の入所者、利用者等の被害状況
- 施設職員の被害状況
- 物資・資器材の備蓄状況
- （開設可の場合）受入れ可能人数
- （開設可の場合）対応可能な避難行動要支援者の特性
- （開設可の場合）復旧見込み など

3 福祉避難所の開設要請、受け入れ依頼

一般の避難所における要配慮者の避難状況を鑑みつつ、上記**災害発生状況報告兼連絡票（様式1）**にて開設可能と回答のあった施設から市災害対策本部が選定します。その際は、**福祉避難所開設要請書（様式4）**を用いて施設へ要請します。

また、開設要望書と合わせて**要配慮者受入依頼書（様式5）**を用いて、受入れを要望する要配慮者の状態を施設へ伝えるものとします。

4 開設準備

○人員の確保及び体制の構築

24時間体制での施設管理が必要となるため、交代要員も含めた人員の確保及び体制の構築を行います。

○利用者の居住スペース等の確保

利用者の居住スペースや福祉避難所管理のために必要なスペース（当直者の宿泊室、救護室、物資集積場所など）を確保します。

○必要な設備・備品等の供与の準備

開設に必要な設備・備品等で供与できるものについて、利用者が使用可能となる

よう準備します。

○入所者への周知

施設入所者がいる場合は、福祉避難所として開設される旨を通知します。

また、一時的に施設に避難している住民等がいる場合は、要配慮者のための避難所として開設される旨を伝え、一般の避難所（拠点避難所）への移動に理解を得るよう努めます。

○市災害対策本部への報告

上記の開設準備が整い次第、市災害対策本部へ報告します。

○体制の整備

福祉避難所の運営統括を始めとする各種体制の整備を行います。

○必要な物資・人材の調達

備品・仮設設備の借上・購入や食料、寝具、医薬品、消耗品、その他必要な物資を調達します。

第3節 開設及び福祉避難所への移送

1 開設の時期

福祉避難所指定施設は、居住スペースの確保及び人員の確保等の受入体制が整い次第、福祉避難所を開設し、利用対象となる要配慮者を受け入れます。

2 福祉避難所への移送

一般の避難所（拠点避難所）から、福祉避難所移送対象者を移送します。

移送については、原則、本人又は家族等の責任において行うこととします。ただし、本人又は家族等による移送が困難な場合は、関係機関の協力のもと、移送を実施します。

3 福祉避難所に直接、避難してきた場合の対応

福祉避難所に避難対象者でない方が直接避難してきた場合は、福祉避難所の役割について説明し、最寄りの一般の避難所（拠点避難所）に移動するよう依頼します。

第4節 運営

1 福祉避難所の運営体制の整備

福祉避難所の運営をサポートするため、市役所市民福祉部職員を中心とした福祉避難所配備員を配置に努めます。

【福祉避難所に求められる機能】

総務	<ul style="list-style-type: none">・市災害対策本部との連絡調整・施設内部の連絡調整・避難者名簿などの必要書類の作成、管理・被害情報、生活情報などの収集、提供・問い合わせ対応
施設管理	<ul style="list-style-type: none">・危険箇所、修繕が必要な箇所への対応・避難所のレイアウトに関すること・共有スペースの管理・防火、防犯対応
食料・物資	<ul style="list-style-type: none">・食料物資 ・食料の配給・物資、資器材の配給、管理
保健衛生	<ul style="list-style-type: none">・医療、介護、障がい福祉サービスに関すること・清掃、ゴミなどの衛生管理、トイレ対応・長期化への対応（交流の場の設定など）
支援渉外	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア派遣要請・ボランティア受入れ、配置・支援団体などとの調整

2 福祉避難所の運営

(1) 要配慮者受入名簿などの必要書類の整備、管理

福祉避難所は、対象者を受け入れた際、一般の避難所（拠点避難所）の登録票を受領し、本人の状況、家族の状況、緊急連絡先などを確認し、福祉避難所利用者登録票（様式6）の作成を依頼します。そして、提出のあった福祉避難所利用者登録票（様式6）を参考に要配慮者受入名簿（様式7）を作成します。（必要

に応じて「要配慮者受入名簿公開用（様式8）」を作成します。）

なお、退所する際は、「退所届（様式18）」の記入によって避難者数を把握します。

※利用者に関する個人情報、外部に漏れることのないよう慎重に管理してください。

(2) 市災害対策本部及び施設内部の連絡調整

市災害対策本部との連絡調整、施設内部の連絡調整は、可能な限り一本化し、迅速かつ適切な情報共有に努めます。

【連絡調整方法】

FAX・電子メールなどを用いて、できる限り出力するなどして記録を残しておきます。また、やむを得ず電話や無線などを用いて連絡を行う場合にも、その内容を記録して残しておく必要があります。

福祉避難所は、利用者の状況、職員勤務状況、施設が応急的に調達した物資等の状況等について、「福祉避難所日報（様式9）」・「介助員・相談員・宿直者勤務表（様式10）」・「物資調達等状況表（様式16）」を用いて報告を行います。

（※視覚障がい者や聴覚障がい者の方への対応としても、これらの回線確保する必要があります。）

(3) 被害情報、生活情報などの収集、提供

被害情報、生活情報、行政情報など、必要な情報について最新の情報を収集し、避難者へ提供します。情報は常に最新のものを提供するように努めます。

(4) 問い合わせ対応

問い合わせから避難者の呼出しを行う場合は、原則として折り返しの連絡とし、長時間受信状態のままとしないように注意が必要となります。

呼出しは、放送・掲示板など、複数の方法を併用する必要があります。

(5) 危険箇所、修繕が必要な箇所への対応

軽易な修繕で対応が可能な場合は、速やかに対応します。

当面の対応が難しい場合は、危険箇所であることを示し、避難者が近づくことのないように配慮するとともに、掲示板などで周知徹底する必要があります。

(6) 避難所のレイアウトに関すること

避難者の数や状態像に応じて再設定が必要な場合があるため、利用状況を定期的に把握する必要があります。

受入れ人数などから必要と考えられるスペースを確保します。その際、プライバシーの保護に配慮する必要があります。受入れ者の状態によりさらに広いスペースが必要な場合や、同じ障がいの方をなるべく近くに配置するなどの配慮が必要な場合があります。

(7) 共用スペースの管理

福祉避難所の管理者が行うほか、避難生活においては避難者同士で助け合うことが重要なため、理解と協力を求める必要があります。

(8) 防火・防犯対応

福祉避難所の管理者が行うほか、避難生活においては避難者同士で助けあうことが重要なため、理解と協力を求める必要があります。

喫煙場所を指定するとともに、石油ストーブなどからの出火防止、ゴミ集積場などへの放火がなされないように定期的な巡回等の対策を図る必要があります。

避難所の環境は犯罪を誘発・助長する面もあることから、避難者からも危険箇所・必要な対応について意見を聞く必要があります。

避難者・支援者全体に対して、当然ながら、いかなる犯罪・暴力も犯してはならないこと、決して見逃さないことを周知徹底する必要があります。

(9) 食糧の配給

限られた物資を有効に活かすよう最大限配慮する必要があります。

必要な数量を常に把握し、余剰を発生させないように注意する必要があります。柔らかくする、栄養を考慮するなど、それぞれの方の状態に応じた給食方法を念頭におく必要があります。

食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーのある方について必ず確認し、配慮する必要があります。

食中毒などの感染症が発生しないように、手洗いの励行、施設の消毒など、防疫に注意する必要があります。

なお、受入れ人数や受入れ者の状態像から必要な食糧を確認し、不足しているものがあれば、速やかに食糧依頼伝票（様式15）を用いて市災害対策本部へ

要請します。

(10) 物資・器材の配給、管理

限られた物資・器材を有効に活かすよう最大限配慮する必要があります。

必要な数量を常に把握し、余剰を発生させないように注意する必要があります。

物資・器材によっては、プライバシーへの配慮から、配布場所を別に設けるなどの対応が必要な場合があります。

避難生活が長期化する場合、間仕切り用のパーテーション、カーペット、洗濯機・掃除機などの電化製品などが必要となる場合があります。

季節によっては、暖房器具や燃料が必要な場合があります。

受入れ人数や受入れ者の状態像から必要な物資、資器材の備蓄状況を確認し、不足しているものがあれば、速やかに「物資依頼伝票（様式14）」を用いて市災害対策本部へ要請します。

なお、物資の受入れを行った際は、適切な物資の管理を行う必要があるため、「物資受入簿（様式17）」に記入します。

(11) ごみへの対応

ごみ集積場所を特定し、貼り紙などにより周知徹底を図る必要があります。

ごみ集積場所は、屋外の直射日光が当たらない場所を選択します。

可燃ごみ、不燃ごみの分別について集積場所を分けるとともに、貼紙などにより周知徹底を図る必要があります。

(12) トイレ対応

仮設トイレの場所を特定するとともに、使用上の注意事項を含め、貼紙などにより周知徹底を図る必要があります。

トイレ清掃及び手洗い消毒液やトイレットペーパーの交換などの衛生管理は、毎日行う必要があります。

トイレの管理については、福祉避難所の管理者が行うほか、避難生活においては避難者同士で助け合うことが重要なため、理解と協力を求める必要があります。

避難者の状態により、別に特別な配慮（オストメイト対応など）をする場合は、そのことについて、他の避難者に理解と協力を求める必要があります。

仮設トイレの汲取りは、適宜状況を確認し、早めに要請する必要があります。

(13) 防疫対応

食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、ごみ処理や防疫への注意が必要となります。うがい、手洗いを励行し、手洗い場に消毒液を配置します。

手洗い、洗顔、洗髪、洗濯などの生活用水及び洗濯場や物干場を確保する必要があります。風呂の利用について、利用計画を作成し、使用上の注意事項を含め、周知徹底を図る必要があります。風邪や下痢などの症状がある方の有無の把握に努める必要があります。

(14) ボランティアへの対応

避難者数への増加や特殊な状態像の方々への対応などにより、施設スタッフ（福祉避難所配備員を含む。）のみで対応が難しい場合は、**派遣職員依頼書（様式11）**を用いて市災害対策本部を通じ、生活相談、手話通訳者、通訳介助者、ボランティアなどの応援を要請します。

なお、ボランティアなどの派遣があった場合は、**ボランティア受付票（様式12）**に記入を求めるとともに、**活動の注意事項（様式13）**を説明する。

(15) 福祉避難所における要配慮者の支援

ア 医療、介護・福祉サービスの提供

福祉避難所の避難者は、災害発生前から日常的に医療や介護・福祉サービスを受けている方が多いと考えられます。

災害時は身体的、精神的負担が増大し、病状・状態が悪化する可能性があります。

生活機能の低下を防ぐとともに、家族の負担を軽減するため、速やかに必要な医療やサービスが受けられるよう調整の必要があります。

福祉避難所においては、医療やサービスが必要な方を把握し、市災害対策本部や関係機関などと連携し、必要な支援が途切れることなく提供されるよう配慮する必要があります。

福祉避難所及び生活相談員は利用者の心身状況に応じて、生活支援を実施します。また、市及び担当ケアマネージャー等と連携して生活相談等の対応を実施します。

福祉避難所で対応困難な事例が生じた場合は、速やかに市（災害対策本部）に連絡します。

イ 緊急入所・緊急入院

状態の急変に伴い福祉避難所であっても対応が難しい場合、又は病状が悪化したような場合は、速やかに緊急入院などの対応が必要となる場合も想定されます。

調整は原則として市災害対策本部を通じて行うこととなりますが、緊急時のため、必要に応じ関係機関同士で行うこともあります。

移送者の状態に配慮した移送手段の確保が必要な場合があります。

(16) 支援団体などとの調整

さらに支援が必要な場合は、支援団体などへ協力を依頼することになります。支援団体などとの調整は、原則、市災害対策本部を通じて行います。

第5節 福祉避難所の閉鎖

避難者が全て退所し、福祉避難所としての目的を終えた時は、市災害対策本部の判断により閉鎖されることとなります。

福祉避難所の設置が長期間に渡る場合、各福祉避難所の避難者の数により、統廃合される可能性があります。統廃合となった場合、避難者やその家族などに説明し、理解と協力を求める必要があります。

福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、閉鎖します。

第6節 費用負担について

福祉避難所の管理・運営に当たって、施設が要した費用については、災害救助法による実費弁償の基準に基づき、市が負担します。

また、市の要請により福祉避難所を開設したが、災害救助法の適用を受けなかった場合にも、災害救助法による実費弁償の基準に準じて市が負担します。

費用の請求については、**請求書（様式19）**及び請求に必要な**明細（様式20）**を添えて、市へ請求してください。後日、内容を確認の上、費用を支払います。

参考：災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第3章 平時における取組み

第1節 災害時避難行動要支援者避難支援制度

避難行動要支援者支援制度とは、避難行動要支援者の災害時の避難を円滑に進めるため、事前に個別の避難に関する計画を作成していただき、日頃から、避難支援等関係者に提供することで、災害発生時に地域での避難支援や安否確認に役立てていただく制度です。

避難行動要支援者

① 身体障がい者	身体障害者手帳の個別等級が、 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由（上肢・下肢）1～2級 肢体不自由（体幹）1～3級 内部障がい（呼吸器）1級
② 知的障がい者	療育手帳の判定が、A判定
③ 精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の等級が、1級
④ 要介護高齢者	介護保険の認定区分が、要介護3～5
⑤ 難病患者	難病患者のうち、市の障害福祉サービスを利用しているもの
⑥ 避難支援関係者が避難行動要支援者と判断した場合	
⑦ 要配慮者本人が支援を申し出た場合	

※在宅で生活している方に限ります

第2節 支援人材の確保

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」では、福祉避難所の開設・運営に際して、概ね10人の要配慮者に対して1人の生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置が求められています。

生活相談員の確保に関して関係機関等と協力し、必要な人員の確保に努める必要があります。

●有資格者、専門的な人材（例）

区分	有資格者	専門的な人材
高齢者	保健師 助産師 看護師 介護福祉士 ケアマネージャー 社会福祉士 理学療法士 ホームヘルパー	
視覚障がい者		ガイドヘルパー、点訳
聴覚障がい者		手話通訳、要約筆記
盲ろう者		盲ろう者通訳・介助員（触手話、指点字、指文字）
肢体不自由者		
内部障がい者		
難病患者		
知的障がい者		臨床心理士
精神障がい者		公認心理師
メンタルヘルス		心理カウンセラー
発達障がい者		精神保健福祉士 精神保健福祉ボランティア
妊産婦		
乳幼児		保育士
外国人		通訳ボランティア、翻訳ボランティア
その他	義肢装具士、福祉機器の専門家	

第3節 移送手段の確保

指定避難所から福祉避難所への避難・移送については、自主防災組織、民生委員、支援団体等による協力を受けることも視野に入れて平時から準備していく必要があります。また、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保するため、必要に応じて、地域の方々や各団体等と避難・移送についてどのように対応するかあらかじめ決めておく必要があります。

第4節 物資・器材の備蓄及び確保

災害時には、迅速な物資・器材の調達に制約を受けるため、要配慮者向け

の物資・器材はできる範囲で備蓄に努めつつ、物資等が調達できるよう協定締結先の拡充などの対策を講じていきます。

【備蓄物資・器材】（各福祉避難所共通）

物資・器材	数量
毛布	50枚
簡易トイレ	2式
ロールマット	2枚
パーティション	4式

第5節 訓練・研修などの実施

災害時に、混乱なく円滑に福祉避難所を設置するためには、事前の訓練の実施や研修などを通じ、あらかじめ施設職員の意識を高めておくことが重要になります。

このため、市では各福祉避難所や関係団体、地域住民等と連携し、災害時を想定した福祉避難所の開設・運営訓練の実施を支援します。

第6節 書類・帳簿などの整備

福祉避難所の設置後は、速やかに、避難者名簿などの書類を作成するとともに、随時更新し、常に最新の情報を整理する必要があります。要した費用についても管理しておく必要があります。

このため、必要となる書類や帳簿は、平時から整備しておく必要があります。

資料1 要配慮者の特徴と配慮事項

種別	身体状況等の特性	配慮を要する事項	
高齢者	一人暮らし高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域とのつながりが希薄になり孤立しがちである。 ・体力が衰え、行動機能が低下し、災害の察知や情報収集が遅れる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、避難支援者の確保が必要である。
	高齢者夫婦	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦の加齢による判断力や行動力が低下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、避難支援者の確保が必要である。
	ねたきり高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の障がい、傷病等により、常時床についており、日常生活動作に介助が必要である。 ・自力で避難行動することが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の障がい、傷病等により、常時床についており、日常生活動作に介助が必要である。 ・自力で避難行動することが困難である。
	認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・脳の病気や障害など様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態にある。 ・記憶などの能力が低下したり、徘徊、幻覚などの症状が現れたりして、日常生活に支障をきたす。 ・若年性認知症もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。
身体障がい者	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・病気やケガなどにより、上肢・下肢・体幹の機能の一部、または全部に障がいがあるために、「立つ」「座る」「歩く」「食事」「着替え」「物の持ち運び」「字を書く」など、日常生活の中での動作が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。 ・バリアフリーの福祉避難所の確保、介助・介護者の確保が必要である。
	視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・視力障がいだけでなく視野（見える範囲）、光覚（光を感じる）、色覚（色彩が分かる）等の障がいも含まれる。 ・全く見えない人と見えづらい人とがいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。 ・音声や手で触れることなどにより情報を入手していることから、情報伝達方法に配慮が必要である。 ・バリアフリーの避難所の確保が必要である。 ・盲導犬に関する配慮が必要である。
	聴覚・言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・音や声による情報が得にくく、手話や文字、図などにより情報を入手する。 ・聴覚障がい者には文章の理解を苦手とする人もいる。 ・脳性マヒの人には、発語の障がいのため自分の意思を伝えにくい人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。 ・支援者は、障がいを理解するものがのぞましい。 ・脳性マヒの人の発語の理解者が必要である。 ・障がいの種類や程度により、メインとなるコミュニケーション方法（文字・絵・手話・身振り・読話等）が異なる。
	盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ・全盲で全く聞こえない人、盲難聴者、弱視ろう者、弱視難聴者などは、聴覚からの情報も視覚からの 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。 ・その人に合わせた情報伝達（触手話・点字・指字・手書き等）と介

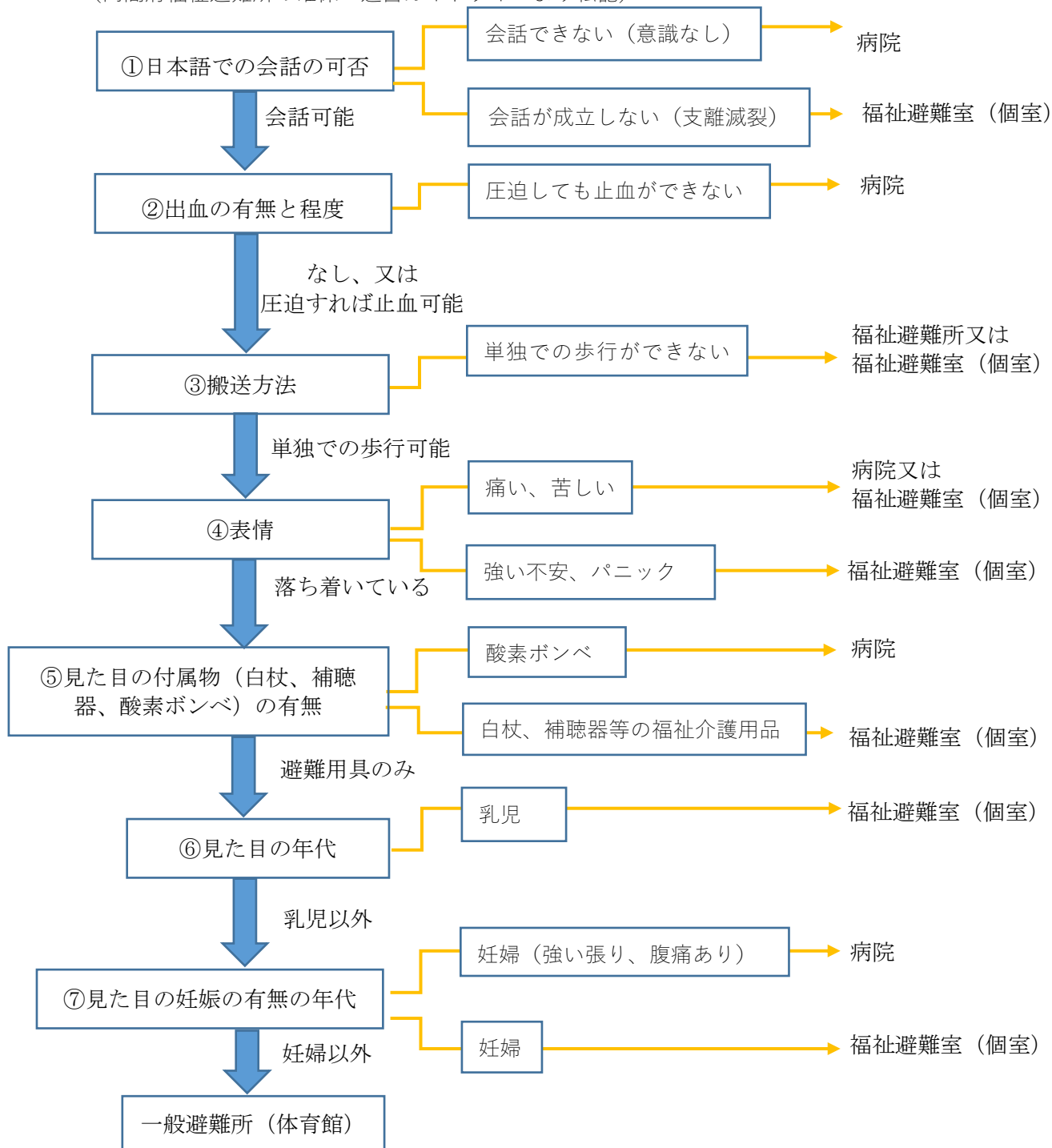
	<p>情報も制限されるため、日常生活に支障をきたす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独での災害時避難行動が非常に困難である。 	<p>助が必要である。</p>
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓機能の障がいであり、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能などに障がいがある。 ・心臓機能障がいでは、ペースメーカー等を使用している人もいる。 ・呼吸器機能障がいでは、酸素ポンペを携帯したり、人工呼吸器を使用している人もいる。 ・腎臓機能障がいでは、人工透析に通院している人もいる。 ・ぼうこう・直腸機能障がいでは、腹壁に新たな排泄口（ストマ）を造設してストマ用装具を装着している人（オストメイト）もいる。 ・小腸機能障がいでは、定期的に栄養輸液等の補給を受けている人もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行やスムーズな避難行動が困難な場合があるため、避難支援者が必要な場合がある。 ・災害が発生すると、通院が困難になる場合がある事から、医療機関との連携が必要である。 ・オストメイトの人は、排泄物を処理できる温水シャワーや洗い場等のついたトイレが必要となる。 ・人工呼吸器など医療用電気機器を使用している人の電源確保が必要である。 ・人工透析患者は週3回の透析が必要であり、そのためには遠隔地への移送も必要である。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難である。 ・環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。 ・障がいのタイプの個人差が大きいため、家族や介護者に配慮事項を聞くことが望ましい。 ・常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 ・「いつも通り」へのこだわり、におい・音・光への過敏がある場合は、落ち着く空間が必要である。 ・避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。 ・「順番を待つこと」の理解が難しい人がいることも考慮する。 ・服薬管理が必要である。 ・トイレ、食事等の配慮が必要である。
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・知的な障がいがある人から無い人まである。 ・自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難な場合がある。 ・環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 ・集団生活になじめない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要である。 ・障がいのタイプの個人差が大きいため、家族や介護者に配慮事項を聞くことが望ましい。 ・常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 ・「いつも通り」へのこだわり、におい・音・光への過敏がある場合は、落ち着く空間が必要である。 ・避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。 ・「順番を待つこと」の理解が難しい人がいることも考慮する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・服薬管理など、医療機関との連携が必要である。 ・トイレ、食事等の配慮が必要である。 ・感覚過敏からマスクやフェイスシールドができない人がいることを考慮する。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化に順応しにくく、パニックになる場合がある。 ・薬の継続的服用が必要な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要な場合がある。 ・常に落ち着かせるなど、精神的な配慮が必要である。 ・避難所で個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合がある。 ・服薬管理など、医療機関との連携が必要である。
高次脳機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい等により、自分で状況判断、避難が困難な場合がある。 ・集団生活になじめない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要な場合がある。 ・個人の障害状況に応じて、具体的に、分かりやすく、繰り返し情報伝達に努めることが必要である。
難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の医療器材、医薬品、食品が必要である。 ・外見では障がい分かりにくい場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所で必要となる医療器材、医薬品、食品の確保が必要である。 ・医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。 ・避難支援者が必要な場合がある。
医療的ケア児者	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の医療器材、医薬品が必要である。 ・自力、単独での迅速な避難行動が非常に困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所で必要となる医療器材、医薬品、食品の確保が必要である。 ・医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。 ・避難支援者が必要な場合がある。 ・人工呼吸器等使用のため、常に電源が必要な場合がある。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能が低下し、自力での避難が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が必要な場合がある。 ・医療機関との連携、移送手段の確保が必要である。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で状況判断、避難が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活での衛生管理、騒音などへの心配りが必要である。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語の理解力により、情報収集、状況判断が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語等による情報伝達手段の確保が必要である。

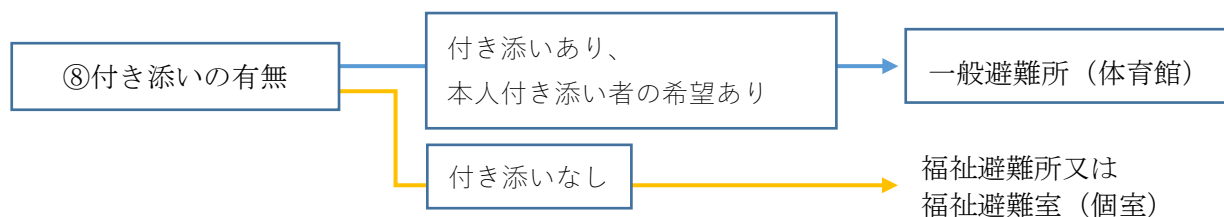
愛知県「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル（令和4年3月）」抜粋

資料2 スクリーニング指標例

(参考) スクリーニング・福祉避難室、福祉避難所、病院への判断する指標の例
 (内閣府福祉避難所の確保・運営ガイドラインより転記)



①から⑦に一つでも横向きの矢印 (→) に該当するものがある



資料3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

No.	区分	費用限度額							
1	避難所の設置	職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、光熱水費、仮設便所等の設置費など 1人1日当たり360円以内 冬季（10月～3月）加算あり ・輸送費は別途計上 ・器材はレンタルを基本とする。 ≪福祉避難所を設置した場合、地域における通常の実費を必要経費として加算≫ ・生活相談等にあたる介助員等を配置するための費用 ・要配慮者の生活環境を整備するための簡易トイレ等仮設設備購入費 ・日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費							
2	炊き出しその他による食品の給与	炊き出しや給食実施のための費用 1人1日当たり1,390円以内 食品給与のための総経費を述給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日） ・輸送費・人件費は別途計上							
3	被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人～加算額	
		全壊 全焼 流出	夏季	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
			冬季	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
			冬季	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日で決定。 備蓄物資の価格は年度当初評価額 現物給付 救援物資を供給した場合は精算対象外									
4	輸送費及び賃金職員等の雇上げ費	一般の避難所から福祉避難所や医療機関への移送 地域における通常の実費							